

柏崎ふるさと応縁基金事業実施要綱

令和7（2025）年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、柏崎市に対する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（以下「柏崎ふるさと応縁基金」という。）を支出した市外に住所を有する者に対して返礼品を贈呈すること及び返礼品提供事業者の承認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 本市に柏崎ふるさと応縁基金を支出した者のうち、寄附を行った時点で市外に住所を有する者
- (2) 応縁事業者 市長の承認を受け、寄附者へ返礼品を送付する返礼品提供事業者

（寄附金の使途）

第3条 柏崎ふるさと応縁基金の使途は、次に掲げる柏崎市が実施する事業の財源とし、寄附申込み時に寄附者が使途を指定するものとする。

- (1) 人と自然にやさしいエネルギーのまちづくりのために
- (2) こどもたちのために
- (3) 若者と女性のために
- (4) その他、本市施策推進のため市長が認める事業

2 市長は、柏崎ふるさと応縁基金を前項の事業の財源に充てたときは、その充当額及び事業内容について公表するものとする。

（返礼品の贈呈）

第4条 市長は、寄附者に対し、寄附額に応じて返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品を希望しない場合は、この限りでない。

2 返礼品は、応縁事業者が送付するものとする。

（返礼品の選定）

第5条 返礼品は、応援事業者が取り扱うもののうち、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月総務省告示第179号）第5条に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に該当するものから、市長が選定するものとする。

2 市長は、選定した返礼品の品質の確保並びに地場産品基準及び関係法令の遵守を確認するため、応募事業者に対し品質管理等の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（応募事業者の承認）

第6条 応募事業者の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎ふるさと応募基金事業応募事業者承認申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから適当と認める者を、応募事業者として承認するものとする。

(1) 各種法令等を遵守し、生産、製造、加工、体験又はサービスの提供等を行っていること。

(2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のいずれかが柏崎市内にあり、柏崎市内で生産、製造、加工、体験又はサービスの提供を行う法人その他の団体又は個人事業主であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 返礼品の適切な品質管理ができ、かつ、返礼品の安定的な供給ができること。

(4) 中間事業者等からの発注に対し、受付及び返礼品の発送作業が行える体制が整っていること。

(5) 返礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、損害賠償等に適切かつ誠実な対応が可能であり、かつ、その対応について中間事業者等へ速やかに報告ができること。

(6) 柏崎ふるさと応募基金事業の趣旨、市場の動向等を十分理解し、適切な制度運営のための本市及び中間事業者等の指示及び助言に適切に対応できること。

(7) 納期が到来した市税（市・県民税、固定資産税、法人市民税等）に未納がないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 市長は、前項の規定による申請の結果を柏崎ふるさと応縁基金事業応縁事業者承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第7条 市長は、応縁事業者が前条第2項に規定する要件に該当しなくなった場合又は返礼品の提供等に関して地場産品基準若しくは関係法令の違反があった場合は、承認を取り消すことができる。

2 承認の取消手続については、別途定めるものとする。

（応縁事業者の辞退）

第8条 応縁事業者は、第6条第2項の規定による承認を辞退しようとするときは、柏崎ふるさと応縁基金事業応縁事業者辞退届出書（様式第3号）により速やかに市長に提出しなければならない。

（応縁事業者の責務等）

第9条 応縁事業者は、関係法令を遵守し、返礼品の衛生、安全性、信頼性その他品質について責務を負う。

2 応縁事業者は、返礼品の瑕疵^{かし}に起因して発生した事故又はトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に関し、適正に処理解決をする責務を負う。この場合において、寄附者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、寄附者又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

3 応縁事業者は、第6条第2項の規定による承認の権利及び前2項の責務を、市長の許可なく第三者に譲渡又は継承させてはならない。

4 応縁事業者は、前2条の規定により応縁事業者としての権利を有しなくなった場合においても、当該権利を有しなくなった日までに申込みがあり寄附者に送付した又は今後発送する予定の返礼品について、前3項の規定による責務を負うものとする。

5 応縁事業者は、返礼品が地場産品基準及び関係法令を遵守してい

ることが分かる書類を整備し、保存しなければならない。

6 応縁事業者は、第5条第2項の規定による報告又は調査の求めがあった場合、速やかに応じなければならない。

7 応縁事業者は、市からの品質管理等の状況についての報告及び調査の求めに応じなければならない。

8 応縁事業者は、適切な制度運営のために行う本市及び中間事業者等の指示及び助言に適切に応じなければならない。

(損害賠償)

第10条 市長は、返礼品に関し応縁事業者が地場産品基準若しくは関係法令に違反し、又は応縁事業者の責めに帰すべき理由により市に損害が生じたときは、その損害の賠償を当該応縁事業者に請求することができる。

(事業の委託)

第11条 市長は、この要綱に定める柏崎ふるさと応縁基金事業を効率的かつ効果的に実施するために、その一部の事務を適切な運営ができると認めるものに委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(既存事業者の経過措置)

2 この要綱の施行の際現に返礼品を寄附者へ送付している応縁事業者は、この要綱の施行の日から起算して2か月間（当該期間内に第6条第1項の承認申請について不承認の決定がなされたときは、当該決定があった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き返礼品を寄附者へ送付することができる。